



報道発表資料の配付日時 11月29日(月) 16時00分

発表項目 (行事名)	北海道ケアラー支援条例(仮称)[素案]について (パブリックコメントの実施)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>令和3年7月に道が実施したケアラー実態調査の結果や、北海道ケアラー支援有識者会議における議論などを踏まえ、「北海道ケアラー支援条例(仮称)」の策定に向け、今般取りまとめた素案に対するご意見を広く道民の皆様からいただくため、パブリックコメントを実施します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 意見募集期間 令和3年11月29日(月)～12月28日(火)まで</p> <p>2 資料の入手方法 (1) 北海道のホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keara_jorei_pubcom.html (2) 以下の場所での閲覧及び配付 ア 北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課(道庁本庁舎6階) イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー エ 各総合振興局保健環境部社会福祉課及び各振興局保健環境部社会福祉課</p> <p>3 その他 意見の募集結果につきましては、意見に対する道の考え方とともに、令和4年2月上旬頃を目途に公表いたします。</p>		
参考	<p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道民意見提出手続の意見募集要領 ・北海道ケアラー支援条例(仮称)素案 ・北海道ケアラー支援条例(仮称)素案の概要 		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課地域支援係(担当者:北山) TEL 011-204-5275(内線25-654)		

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和3年(2021年)11月29日

- 1 計画等の案の名称
北海道ケアラー支援条例(仮称)素案
- 2 参考資料の名称
 - (1) 北海道ケアラー支援条例(仮称)素案の概要
 - (2) 北海道ケアラー支援条例(仮称)の制定について
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課ホームページ)への掲載(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keara_jorei_pubcom.html)
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課(道庁本庁舎6階)
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階)
 - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局保健環境部社会福祉課及び各振興局保健環境部社会福祉課
- 4 意見等の募集期間
令和3年(2021年)11月29日(月)～令和3年(2021年)12月28日(火)
※郵便の場合は、当日消印有効
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課地域支援係
 - (2) ファクシミリ 011-232-8308
 - (3) 電子メール hofuku.kouhukul@pref.hokkaido.lg.jp
※件名を「【パブリックコメント】」にしてお送りください。
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する道の考え方と共に、令和4年(2022年)2月上旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

保健福祉部高齢者保健福祉課地域支援係
電話 011-204-5275

北海道ケアラー支援条例（仮称）素案

I 総則

1 目的

この条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

次に掲げるもののほか、必要な用語を定義します。

- (1) ケアラー 高齢、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいいます。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいいます。
- (3) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行う機関をいいます。

3 基本理念

- (1) ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができるように行われなければなりません。
- (2) ケアラーの支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければなりません。
- (3) ケアラーの支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えるよう取り組まれなければなりません。
- (4) ケアラーの支援は、ケアラーが介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者及びその他のケアラーの家族に対する支援と一体的に行われなければなりません。
- (5) ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラー本人の意向を踏まえた上で適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、適切な教育の機会が確保されるように行われなければなりません。

4 道の責務

- (1) 道は、基本理念にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有します。
- (2) 道は、ケアラーの支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村がその地域の特性及び実情に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村に対して助言その他の必要な支援を行います。
- (3) 道は、ケアラーの支援に関する施策の実施に当たっては、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体と相互に連携を図るものとします。

5 道民の役割

- (1) 道民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとします。
- (2) 道民は、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとします。

6 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を尊重しつつその勤務の体制を定めるに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

7 関係機関の役割

- (1) 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、他の関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力するよう努めるものとします。
- (2) 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、ケアラーに関わる時は、当該ケアラーの意向を尊重しつつその健康状態、生活環境等について確認し、支援の必要性の把握に努めるものとします。
- (3) 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

8 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割

- (1) ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、7の(1)及び(2)に記載のほか、ヤングケアラーに関わるときは、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保の状況について確認し、支援の必要性の把握に努めるものとします。
- (2) ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、7の(3)に記載のほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努めるものとします。

9 支援団体の役割

支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的なケアラーの支援を行うよう努めるとともに、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び他の支援団体の活動に協力するよう努めるものとします。

Ⅱ 基本的施策

10 ケアラーの支援に関する計画の策定

- (1) 知事は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を定めるものとします。
- (2) 計画は、ケアラーの支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。
- (3) 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとします。

11 普及啓発の促進等

道は、ケアラーが自らの置かれている状況について正しく理解した上で必要な支援を求めることができるようにするため、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体に対する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとします。

12 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保

- (1) 道は、ケアラーの早期発見に向けて、市町村、関係機関及び支援団体間における情報の共有、学校及び地域における気づき、ケアラーからの相談に応じる人材の育成並びに市町村及び関係機関が緊密に連携しケアラーが相談することができる場の確保を促進するために必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 道は、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努めるものとします。

13 ケアラーを支援するための地域づくり

道は、公的サービスの効果的な活用を促進するとともに、ケアラーと地域住民が一体となってケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとします。

14 推進体制の整備

道は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとします。

15 財政上の措置

道は、ケアラーの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

北海道ケアラー支援条例（仮称）素案の概要

I 総則

1 目的

- 基本理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにする
- 道の施策の基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進する
- 全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与する

2 定義

- ケアラー 高齢、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者
- 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行う機関

3 基本理念

- ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができるように行われること
- ケアラーの支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われること
- ケアラーの支援は、道、市町村、道民等が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えるよう取り組まれること
- ケアラーの支援は、ケアラーが援助を提供する者等に対する支援と一体的に行われること
- ヤングケアラーの支援は、本人の気持ちを踏まえた上で適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、適切な教育の機会が確保されるように行われること

4 責務・役割

- 道の責務 本道の特性及び地域の実情に応じたケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施、市町村に対する必要な支援、市町村等との相互連携
- 道民の役割 ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解の促進、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくり、ケアラーの支援に関する道等の施策等への協力
- 事業者の役割 ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解の促進、ケアラーの支援に関する道等の施策等への協力、従業員がケアラーである場合における必要な支援
- 関係機関の役割 ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解の促進、ケアラーの支援に関する道等の施策等への積極的な協力、ケアラーに関わる場合における支援の必要性の把握、支援を必要とするケアラーに対する必要な支援
- 教育機関の役割 関係機関の役割のほか、ヤングケアラーの教育の機会の確保、教育及び福祉に関する相談
- 支援団体の役割 適切かつ効果的なケアラーの支援、ケアラーの支援に関する道等の施策等への協力

II 基本的施策

- 計画の策定 ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定
- 普及啓発の促進等 ケアラーが必要な支援を求めることができるようにするための市町村等への普及啓発
- 早期発見及び相談の場の確保 ケアラーからの相談に応じる人材の育成、ケアラーが相談できる場の確保
- 支援するための地域づくり ヤングケアラーの意見が適切に反映される環境整備
- 推進体制の整備 公的サービスの効果的な活用の促進、ケアラーと地域住民が一体となって、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくり
- 財政上の措置 ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備
- 財政上の措置 ケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置